

社会資本整備審議会建築分科会 第20回官公庁施設部会
及び第7回事業評価小委員会（合同開催）

平成28年8月4日

【国土交通省】 それでは、時間が参りましたので、社会資本整備審議会建築分科会 第20回官公庁施設部会及び第7回事業評価小委員会を開会いたします。

今回は、部会及び小委員会の効率的な運営の面から、合同開催とさせていただきます。引き続きのご審議で大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

官公庁施設部会及び事業評価小委員会の定足数はそれぞれ3分の1以上となっておりますので、それぞれ定足数を満たし、部会及び小委員会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、まず資料の確認をいたしますが、議事次第の下に配付資料一覧がございます。ご確認をお願いし、もし途中で欠落等ございましたら事務局までおっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

次に、小委員会の委員でございます。〇〇委員が退任されまして、〇〇委員、〇〇委員、本日欠席でございますが〇〇委員におかれましては、社会資本整備審議会建築分科会官公庁施設部会運営規則第2条の規定によりまして、部会長から本小委員会の委員として新たに指名をされておりますので、ご報告をさせていただきます。

次に、事業評価小委員会の運営についてでございます。資料の4という1枚紙をご覧ください。小委員会の委員の任期は6年を限度とされていたところですが、審議会等の運営に関する指針にならい、あらかじめ部会長にお諮りをしておりまして、資料4のとおり、限度を10年に改正をいたしましたので、ご報告をさせていただきます。

本日の議事録につきましては、先ほどと同様に、委員の皆様にご確認いただいた後に、発言者の氏名を伏せた形で国土交通省ホームページに掲載することにより公表させていただきます。

それでは、以後の議事進行は〇〇部会長にお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、早速議事を進めさせていただきます。

第1の議題は、「官庁営繕事業の新規事業採択時評価について」でございます。これは資

料3のとおり国土交通大臣から社会資本整備審議会に諮問があり、建築分科会の官公庁施設部会に付託されたものでございます。これについて、部会と小委員会で調査・審議の上意見を決定したいと思います。この議題について、事務局のほうからご説明をお願いします。

【国土交通省】 それでは、ご説明いたします。

資料5になりますが、資料5につきましては官庁営繕事業の評価結果につきまして、土木と同じ様式で公表する資料となっております。本日の説明につきましては、参考資料の1から5、これも同時に公開される資料でございますが、この1から5を用いて説明をさせていただきます。

それでは、参考の1をご覧ください。

個別の事業の説明に先立ちまして、官庁営繕事業の事業評価制度、この概要についてご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、2ページになります。行政機関が行う政策評価に関する法律に基づきまして、官庁営繕事業につきましても個別事業ごとに評価を行うこととしてございます。

次にめくって、3ページをご覧ください。

官庁営繕事業に係る事業評価につきましては、新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価という3種類がございますが、本日この小委員会、部会でご審議いただきますのは、一番上の新規事業採択時評価になります。実施主体は国土交通本省になりまして、事業費を予算化しようとする事業につきまして実施をしているところでございます。今回3件が対象となっております。

4ページをご覧ください。

新規事業採択時評価の視点でございますが、この事業計画の必要性、合理性、効果、この3つの視点から評価しております。それぞれにつきまして、採択の要件であります100点以上というのを満足することが必要となっております。

次に、5ページをご覧ください。

視点の1つ目、①の必要性の評価でございますが、こちら現在入居している建物に支障が多いほど点数が高くなるという評価手法を採用しておりまして、老朽、それと、狭あい、施設の不備は、例えば、そこにあります耐震性能の不足などを評価しております。その他、分散、借用返還とありますが、6月1日の改正がございまして、次の地域連携のところにおいて、自治体との合築、それと、地域防災の取組が加点の対象となっております。こういった

項目を点数評価して、100点以上になることを確認しております。

次に、②の合理性の評価になりますが、採択案と同様の性能が得られる代替案として、代替案Aのように、既存改修プラス増築というような場合とか、代替案Bのように、民間ビルの借り上げといったものを想定して、上の採択しようとする案と費用をライフサイクルコストで比較をします。その結果、採択案のほうが安いまたは合理的である場合に、合理性があるとして100点を付与することとしております。

なお、採択案と同様の性能を確保できる下のような代替案がない場合も100点を付与するというルールになってございます。

続いて、③の効果の評価でございますが、この評価はB1とB2に分かれております。B1は敷地や建物の規模など、業務を行うために必要な基本機能が満たされているかどうかについて採点しております、これも100点以上であることをこのB1のところを確認いたします。

B2は自然エネルギーの利用ですとか、ユニバーサルデザインなど、施策に基づく付加機能、これについて、A、B、Cの3段階評価を行っております、C評価というのが標準的な取り組みを示しております。B2評価につきましては、事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みであるということを定性的に確認する指標となっております。こちら6月1日の改正で、右にあります地域防災の貢献というものを追加しております、対象となる施策を追加しているところです。

続きまして、参考の2というものを添付しておりますが、今参考1でご説明申し上げました事業評価概要についての詳細なルールを書いている通達になっておりますので、実際の採点方法など細かく記載されております。参考に添付しておりますが、説明のほうは割愛させていただきます。

以上が事業評価制度の概要説明となります。

【国土交通省】 それでは、続きまして具体の事案の説明をさせていただきたいと思えます。今回3事案ございます。3事案のご説明をさせていただく前に、今回審議案件の3事案をどのように選定したのかといった絞り込みの過程について簡単にご説明をさせていただきます。

官庁施設のうち、国土交通省官庁営繕部が整備を所掌する施設は、全国に約5,000ほどございます。その既存施設を最大限有効活用していく方針としており、更新により対応する施設というものは数十施設に絞り込んでおります。さらにその中から、国民の安全・安心

の確保、国公有財産の最適利用、地域のまちづくりとの連携といった3つの要件を満たすもの、それと、緊急性の高いものから事業を選定しておりまして、本日の3件を抽出しているところでございます。

それでは、参考3の資料をご覧いただきまして、個別施設の説明に移らせていただきます。

1件目、鶴岡第2地方合同庁舎でございます。

1ページ目、計画概要でございます。鶴岡第2地方合同庁舎は山形県鶴岡市において老朽化等が生じている国の3官署を集約した合同庁舎を整備する事業でございます。

2ページ目でございます。新庁舎の概要でございますが、規模につきましては地上4階建て、延べ面積3,668㎡、括弧書きとして、3,740㎡と記載しておりますけれども、こちらは合同庁舎と合築を予定しております市の防災資機材庫を含めた面積でございます。

総事業費、事業期間につきましては、記載のとおりでございます。

3ページ目、こちらは入居官署の現庁舎の概要でございます。4ページ目にその業務概要を示しているところでございます。

それでは、事業評価の3つの視点について説明をさせていただきます。

5ページ目、6ページ目、こちらが事業計画の必要性に関する評点の算出でございます。評点の算出方法につきましては、老朽、狭あい、借用返還等々、9つの評価の要素のうち、主たる要素の評点、今回は3官署とも老朽を主としておりますが、それにその他の要素、従要素としておりますが、その評点の0.1倍を足し合わせて、さらに必要な加点を加えて評点を算出しております。

その結果でございますが、6ページの下段に総合判定というところがございますように、109点となっておりますので、100点以上でございますので、必要性はあるものと評価しております。

7ページ目から9ページ目でございますが、現庁舎の老朽状況の写真をつけております。いずれの庁舎においても、著しく老朽化が進んでおり、その解消が必要というふうに考えているところでございます。

10ページ目でございますが、上段に鶴岡税務署の狭あいの状況の写真、下段に鶴岡公共職業安定所が民間の駐車場を借り上げている状況の写真でございます。

11ページ目でございますが、こちらは地域連携の関係です。山形地方検察庁鶴岡支部・区検察庁におきましては、庁舎の敷地、こちらが都市計画道路にかかっておりまして、県道の拡幅工事のほうを妨げている状況となっております。早期の移転が必要ということで

ございます。

続きまして、12ページ目、施設の不備でございますが、バリアフリー法の移動等円滑化基準に不適合である状況を示した写真でございます。

13ページ目、ご覧いただきまして、2つ目の視点の合理性の評価の結果でございます。同等の性能を確保できる他の案、今回は建てかえ、もしくは、増築ということでございますが、それとの経済比較を行いまして、事業案のほうが経済的であるということを確認しております。

また、今回管轄内に必要面積に対応する賃借施設等が存在していないということを確認しておりますので、賃貸との比較は行っておりません。

14ページ目、ご覧いただきまして、こちらが3つ目の視点であります効果でございます。そのうち、B1、業務を行うための基本機能でございますが、評価項目の係数、こちらを掛け合わせたものを評点として算出しておりますので、100点以上であれば効果があると判断されるものですが、本事業におきまして110点となっておりますので、効果があるものと評価しているところでございます。

15ページ目、ご覧いただきまして、事業計画の効果のうち、B2評価、付加機能の評価でございます。それと、評価の根拠の一覧です。

16ページ目以降に評価根拠に関する具体的な内容を記載しております。

16ページ目でございますが、地域性に関する取り組みの説明でございます。鶴岡市では、平成14年にシビックコア地区整備計画を策定してまちづくりを進めてきているところでございますが、現在計画に定めております施設で合同庁舎以外のものにつきましては、全て整備済みもしくは整備中となっております。

また、整備に当たりまして、今回は鶴岡市の防災資機材庫と合築を計画しているところでございます。

17ページ目でございますが、環境保全性の取り組みです。照明制御による省エネルギー化、下段でございますように、グリーン庁舎としての取り組みを行いまして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に取り組んでいく計画となっております。

18ページ目、ご覧いただきまして、木材利用の促進、そして、機能性としてユニバーサルデザインの取り組みでございます。特に本事業におきましては、自転車置き場についてCLTを活用するということを考えているところでございます。

最後のページ、19ページ目でございますが、まとめでございます。本事業の必要性、合

理性、効果、いずれも100点以上ということが確認できましたので、本事業の事業化は妥当であるというふうに考えているところでございます。

以上が鶴岡の説明でございます。

続きまして、2つ目の富士川地方合同庁舎について説明をさせていただきます。

参考の4の1ページ目、ご覧いただきまして、計画概要でございます。富士川地方合同庁舎、こちらは山梨県の富士川町において老朽化が生じている国の5官署を集約した合同庁舎を整備する事業でございます。

2ページ目、新庁舎の概要でございます。規模につきましては、地上5階建て、延べ面積4,005㎡、町の図書館と倉庫との合築を予定しておりますので、全体としましては5,512㎡となっております。

事業費、事業期間につきましては記載のとおりでございます。

3ページ目、4ページ目、こちらが現庁舎の5官署の写真でございます。

また、5ページ目に業務の概要について記載しております。

6ページまで飛んでいただきまして、事業計画の必要性に関する評点の算出でございます。先ほどの案件と同様の算定方法によりまして評点を算出しております。7ページ目の一番下段を見ていただきますと、110点ということで、100点以上となっておりますので、必要性はあるものと評価しているところでございます。

8ページ目から12ページ目まで、こちら各官署の現在の老朽状況の写真でございます。こちら、いずれも老朽化が進んでいる状況となっております。

13ページ目、見ていただきますと、こちらが公共職業安定所の狭あいの状況でございます。

14ページ目が、バリアフリーに係る施設の不備の状況でございます。

15ページ目、こちらが合理性の評価の評点でございます。こちら先ほどの案件と同様、同等の性能を確保できるほかの案との経済比較を行いまして、事業案のほうが経済的であるということを確認しております。

16ページ目、事業計画の効果でございます。まず、B1の基本機能の評点でございますが、先ほどと同様に110点となっております。採択要件であります100点以上でございますので、効果があると評価しているところでございます。

17ページ目、付加機能の効果でございますが、評価と評価根拠の一覧を示しております。その根拠の具体的な内容につきましては、先ほどと同様18ページ目以降に記載してお

ります。

18ページ目が地域性の説明でございます。本事業につきましては、富士川町のほうから積極的に連携の提案をいただいております。国の合同庁舎と町の図書館、そして、防災資機材庫というものを合築する計画としております。また、本事業でも、鶴岡市の場合と同様に、平成18年にシビックコア地区整備計画を策定してまちづくりを進めております。既に合同庁舎以外の施設については全て完成している状況でございます。

19ページ目、20ページ目でございますが、記載のとおり環境保全性、木材利用、ユニバーサルデザインの取り組みを行うこととしております。

21ページ目、最後でございますが、まとめです。必要性、合理性、効果、ともに100点以上でございますので、事業化が妥当であるというふうに考えております。

富士川の説明は以上です。

【国土交通省】 では、3件目、黒石税務署についてご説明いたします。

こちらは単独庁舎でございます。まず1ページでございます。黒石税務署でございますが、青森県の黒石市にある、耐震性能が不足している黒石税務署の庁舎の現地建てかえを行う事業になってございます。

次に、2ページでございます。

こちら、現庁舎の概要でございます。現庁舎の敷地、面積、配置図及び写真は記載のとおりでございます。

次に、3ページでございます。

こちら新庁舎の概要でございます。規模は地上3階建てで、延べ面積が1,228㎡を予定してございます。

事業費及び事業期間は、記載のとおりでございます。

次に、4ページをご覧くださいと思います。

こちら黒石税務署の業務概要及び組織になりますが、こちらは記載のとおりでございます。

次、5ページでございます。

こちら、まず事業計画の必要性についてです。評点は117点ということで、100点以上であるため、必要性があると評価してございます。

6ページでございます。

こちらが現庁舎の老朽状況を示した写真になります。この庁舎、特に左上の写真を見てい

ただければと思いますが、庁舎2階にはね出し部分がございます、そこが傾斜しているような状況になってございまして、傾斜の進行を防ぐため、鉄骨の方杖を設置している状況でございます。また、床や柱にコンクリートのひび割れが発生している状況でございます。

次、7ページでございます。

こちら現庁舎の分散の状況を示したものでございます。こちら、書庫の一部を分散して、弘前市内の集中簿書庫に保管してございまして、業務の支障となっている状況でございます。

次、8ページでございます。

こちら施設の不備の状況でございます。上段は耐震性能の不足についての説明でございますが、後ほどのページで説明させていただきます。また、下段はバリアフリーに係る施設の不備の状況でございます。

9ページでございます。

次に、事業計画の合理性でございますが、こちら3点ほど挙げてございます。

1つ目としましては、黒石市内に必要な面積に対応する賃借施設が存在しないということで、賃借における対応が不可能な状況というところでございます。

また、2つ目として、別地で建てかえを行うこともできる用地もないという状況になってございます。

次に、3つ目でございますが、耐震改修を行った場合に必要となる耐震壁を示してございますが、執務空間の形状が著しく不適切なものとなることから、耐震改修が困難な状況と考えており、他の案では事業案と同等の性能を確保できない、ということで100点と考えてございます。

次に、10ページでございます。

こちら、事業計画の効果でございます。評点は133点ということで、100点以上であることから事業計画の効果の発揮が見込まれると考えてございます。

次に、11ページでございます。

事業計画の効果のうち、施策に基づく付加機能についてでございます。評価及び評価根拠については記載のとおりでございます。

12ページになります。

こちらがその効果に関する具体的な内容になります。一番上の地域性のところでございますが、こちら地域性として、地元黒石市からの要望を踏まえまして、停電時に利用

可能な外灯、電源コンセント、井戸等を設置するなど、地域防災に貢献する取り組みを行う予定でございます。

また、環境保全性、木材利用促進の取り組みも行う予定でございます。

次、13ページでございます。

13ページについては、ユニバーサルデザインの取り組みでございます。

最後、14ページになります。

評価（案）のまとめでございます。事業計画の必要性、合理性、効果、ともに100点以上ということで、黒石税務署の新規事業化について妥当であると考えてございます。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたらご自由にどうぞ。どこからでも結構です。

【委員】 よろしいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 この3つになったことには賛成ですが、競って落とされたものはどんなものでしょうか。すごく競っていたのか、断トツ3つが評点が高いのかとか、どうなんでしょうか。

【部会長】 どうぞ。

【国土交通省】 今回の3件につきましては、群を抜いています。

【委員】 点数的に。

【国土交通省】 点数的にというか、計画の熟度という意味でかなりまとまりが上がっていたという状況でございまして、ほかのものについてはまだ地元との調整等が時間を要するというような状況でございます。

あと、単独庁舎の黒石税務署につきましては、ほかの税務署が建てかえ、もしくは、耐震改修である程度目処がついている中で、残された案件として黒石が残っているということで、今回黒石を挙げさせていただいたところでございます。

【委員】 そういう意味では、コメントだけすると、鶴岡、富士川というのはすごく新しい形の一步を踏み出している感じがして、黒石はもうちょっとほかの建物と合築するとか、廃校とか借りるとか、それこそ地方自治体との連携をすともう一步踏み込めたのかもなという感想はありますが、非常に緊急性が高そうだなというのは理解しました。

そもそも審査に係るところではないんですけども、質問も兼ねた要望が幾つかありま

す。今回地域性というのでこういう合同庁舎として、地方自治体と合築をすると、それも評価して、上位に来ているということなのですが、国交省としていい例だと思うので、優良な例として何か紹介しておいていただくと、やる気のある地方自治体の人は絶対にこういうのを探そうとするので、参考になると思います。ぜひそういうことを考えていただければというのをお願いします。

それに関連して、質問かもしれませんが、例えば、地方自治体に対して国からアプローチするのはなかなか難しいと思うんですね。逆に地方自治体から見ると、あそこの建物が建てかえるかもしれないんだったら何とか一緒にできないかというような、向こうから狙う対象だと思うんです。例えば、この建物はそろそろ建てかえたいんですよという、地方自治体に対する情報、これはいいアイデア出してくれたらいい方向に進むかもしれませんねみたいな不動産情報みたいなものというのは何か見れるのか、発信されるんですか。突如建てかえが決まるときに、急にみんなだと話し合うんだと、ちょっとタイミングが合わなかったり、時間的に、難しいと思うんです。そろそろ建てかえを考えているんですかというのが地域の自治体に公表されていると、鶴岡とか富士川のような話がうまくいくような気がしたんですが、その点はどうなんでしょうか。

【国土交通省】 実は、地域整備構想をつくっていて、全国を331のブロックに分けて、そのブロックの中での国の施設の有効活用の計画をつくっているんです。つまり、これとこれを合わせるとか、建物の強度に必要な施設を移したらいいとか、それで有効活用ができるという計画というか、構想なんですけれども、つくっておきまして、それを地元市町村には、あまり公表するような代物ではないので、情報を共有して、そこに地元が何かあれば一緒にやりましょうということを今活用を始めています。これは地方自治体のそういう公有地の有効活用の計画を立てることになっているので、そことタイミングが合えばやれますし、先ほどの委員会でもご発言があったように、もうこれから新築というのはどんどんできる状況じゃなくて、みんな財政的にも厳しいので、既存施設が有効活用できたり、あとは2つが一緒になるとできるとかありますので、逆に共同で活動していくとなると、そのプロジェクトが立ち上がるのが遅くなる可能性もあるんですけれども、それよりもやはり有効活用のほうが重要なので、そういうのはやっていきたいと思っています。今はそれぞれの整備局で情報を共有とか、情報発信、地元としてしつつあるところです。

【部会長】 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

【委員】 今回の計画でも出されている事業計画の効果B1、B2、特にB2について、

以前にもお話ししたんですけれども、この環境保全性の評価で太陽光を載せる、緑化の促進などとされていることと、その一方で、国の省エネ基準やBELS、CASBEEなどいろいろなものがある中で、そういう既存の政策とリンクしなくていいんですかとお話ししたら、事業評価はあくまで初期段階で詳細な設計が詰まっていないので、そういうふうな省エネ基準とかCASBEEとの連動は難しいようなことを何かお話しいただいたような気がするんですが、そういう面もあると思うんですけれども、やはりある程度は、ここで提案された環境に配慮したものをつくり、省エネをやりますという話と、事後で実際に詳細が組み上がったときの結果、1次エネルギー消費量の算出でかけ離れた結果が出ないか確認するとか、環境保全でこういうふうな計画があり、努力するというところでA判定をもらった場合は、およそ1次エネルギー消費量の削減やBELSなどで、このレベル以上を目標にするような、事後の詳細決定時に対する縛りみたいなものは考えていなくてもいいのかなと。せっかくこういう指標があるので、事業評価でいい判定をもらっていたものが、詳細設計で詰まっていったときにも、何らかの目標みたいなもので国の施策との整合というのをとる努力があったほうがいいのかとちょっと思ったんですけれども。

【国土交通省】 今先生がご指摘されたことは、官庁営繕部でも官庁施設の環境保全性基準ということで、事業評価とは別の枠組みで定めております。施設をつくるときに守るべき一次エネルギーの消費量やCASBEEのレベルなどを決めております。この基準により、実際の設計の段階では環境性能が担保されるような仕組みとしております。

【委員】 それは省エネ基準の、これじゃないですか。

【国土交通省】 施設の規模等に応じて、省エネ基準より高い環境性能を守ることなどを決めております。

【委員】 実際の設計で担保される性能と、このA、B、Cという事業評価の判定とが、全くほぼ関係が薄いのかなという気がして。

【国土交通省】 事業評価の判定とは別の枠組みで環境性能を担保しているところです。

【委員】 それはどこかに明文化されている。

【国土交通省】 はい、統一基準として制定し、明文化しております。

【国土交通省】 事務局からよろしいでしょうか。

【部会長】 はい。

【国土交通省】 参考資料の1の3ページを見ていただきますと、事業評価の効果のB2のところの評価をいただいた項目については、3つの評価のうち一番下の完了後の事後

評価という時点がございまして、この小委員会ではなく別の委員会で完成後2年経過した後に評価することになっておりまして、この入り口で評価した項目がちゃんと達成されているかどうかというのを事後に検証する仕組みがございまして。その中で、数値で出せるものは数値で出したりしまして、確認をいただくという、そういう時点がございまして。

【部会長】 よろしいでしょうか。もし何か疑念があれば。

【委員】 いえ、それは大変すばらしいことと思うので、できれば何かそういうので何年間かの蓄積が出て、まだまだ省エネ基準とかのいろいろなタイミングがあるとは思いますが、すけれども、せっかくですので、そういうのが何かフィードバックいただくと、ここでの判断にもつながって行って、よりいい評価につながるかなと思います。

【国土交通省】 例えば、次回以降に、実際の事後評価でどのように評価されたかということについて、参考にお示ししたいと思います。事後評価は、実際に事業を実施した地方整備局などでやっていただいています。先生方には、新規事業採択時評価のときだけ見ていただいて、結果がどうなったかわからないという状況にもなりますので、次回説明させていただきます。

【委員】 ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。

先生方ほかよろしいでしょうか。

それでは、この本件議題につきまして、官公庁施設部会と、それから、事業評価小委員会としての意見を決定させていただきたいと思っております。

いずれの3件についても、「新規事業化については妥当である」の結論でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきたいと思っております。建築分科会への報告につきましては、官公庁施設部会長である私のほうで対応させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。「最近の官庁営繕行政について」、ご報告お願いします。

【国土交通省】 ○○と申します。私のほうから報告事項ということで、霞が関地区の整備状況をご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと2枚の資料になっておりまして、1枚目が霞が関地区全

体をあらわした配置図になっております。一番上の箱ですけれども、官庁営繕部では20年6月に答申をいただいております、「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」、これらを踏まえまして、官庁施設整備を推進しているところでございます。

下の黄色の部分で現在主だった工事として施工中のものです。一番右の中央合同庁舎第1号館については、大規模ではないんですが、霞が関地区初の木造施設ということで、先月発注しまして、今年度中に完成する施設でございます。

あと、大きなもので、その左の財務省庁舎が耐震改修を昨年度着工したところでございます。

あと、真ん中ごろに中央合同庁舎4号館というのがあるんですけども、これについては25年度発注しまして、今年度末には完成する予定でございます。

それから、水色の枠のものが3つございますけれども、PFIでやったものです。7号館と8号館と、一番上の衆参の両議員会館になりますが、これらは既に完成しております、維持管理、運営段階のものでございます。

次のページを見ていただきますと、主だったものをピックアップしてまして、左側、財務省本庁舎の耐震改修でございます。これについては、財務省の庁舎ということで、先ほど申し上げましたように、昨年度発注しまして、平成31年までということで丸4年ぐらいかかる大規模工事でございます。規模については下の地上5階、地下1階なんですけれども、建築面積が1万1,870㎡ということで、ご存じの東京駅の赤レンガ棟がちょうど1万㎡ぐらいの建築面積なので、あれよりも少し大きく、国内最大規模の免震改修だというふうに聞いております。

それから、あと、右のほうですけれども、先ほど申し上げた1号館の南別棟新築ですが、霞が関地区初の木造庁舎になります。防火地域ということで、耐火建築物としております。昨年度設計しております、先月発注して、今年度完成ということですが、用途が保育所等ということで、会議室が一部付属しております。保育所ということで、これから認可手続を、その事業者を募集してやっていくということでございます。規模については250㎡程度ということで、これから施工に入っていくところでございます。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、何かご質問、ご確認等ございますか。

【委員】 中央合同庁舎の1号館の新築で、木造ということで、大変すばらしい試みを

していただいて、今の公共建築物の木質化を進められていただいて、先ほどの、先ほどの
も別に文句は全くないんですけども、内装は増えているんですが、やはり躯体化だとかと
いうのはなかなか難しく、やろうと思ったけれども断念された方結構多いので、ぜひ積極
的に情報公開をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかいかがですか。よろしいでしょうか。

【委員】 全然趣旨と違うことですが、霞が関の主な整備状況のところ、PFI
で3つでてきているんですけども、どうやって終わるかというのは考えてらっしゃる
んですか。誰が考えるんですか。

【国土交通省】 現在、部内で少しその辺の検討を始めているところです。

【委員】 期間は20年でしたか。

【国土交通省】 そうですね。それぞれ施設によって違うんですけども、大体15年ぐ
らいの期間でやっけていまして、5年で設計と工事をして、プラス10年ぐらいで大規模改修
が入る前に維持管理を終わるといようなことが一般的です。事業終了が一番近いのが衆
参議員会館で32年が一番早いです。

【委員】 文科省のPFIが初年度の17物件があと1年半で終了する。

【国土交通省】 短いんですね。

【委員】 15年なんですね、もともと。

【国土交通省】 そうですね、7号館は最初ということもあり、事業期間を少し長めにと
ったので。

【委員】 だから、一番最初に終了するのが文科省案件で、しかも、私が今いる建物がP
FI終わるといので、誰もPFIの終わり方を考えたことがないので、すごく苦しんでい
るんですけども、大学は大学の施設としての終わり方があると思うんです。それとは別に、
合同庁舎はその後の維持管理費の出し方とか、大規模改修の直前なので、大変だと思うので。

【国土交通省】 おっしゃるとおりだと思います。

【委員】 官庁営繕の仕事なんだろうねと思ながらのコメントです。

【国土交通省】 終わり方だけではなくて、その次の段階でもう一度長期の維持管理契約
を結ぶのか結ばないのか、そこもあろうかと思ますね。維持管理契約だけでは事業として
成り立たない部分もありますので、先ほどお言葉にありましたけれども、大規模修繕つきの
維持管理契約みたいなものがあるとか、少し整備手法みたいなものを含めて検討が必要

になるのかなと思っていますけれども。

【部会長】 よろしいですか。

【委員】 はい。

【部会長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、最後事務局から連絡事項ありましたらお願いいたします。進行をお返しします。

【国土交通省】 3時から長時間にわたりご熱心なご議論ありがとうございました。

閉会にあたりまして、〇〇から一言ご挨拶を申し上げます。

【国土交通省】 本日は長時間のご審議ありがとうございました。「官公庁施設整備の発注者のあり方」という、本当に非常に難しいテーマではあります。ただ、できるだけ早い時期に答申をいただきたいと思っていますので、次回には私どもなりの骨子案もお示したいと考えております。活発なご意見、頂戴できればと思っています。どうかよろしく願いします。本日はありがとうございました。

【国土交通省】 以上をもちまして、第20回官公庁施設部会及び第7回事業評価小委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —